

資料編

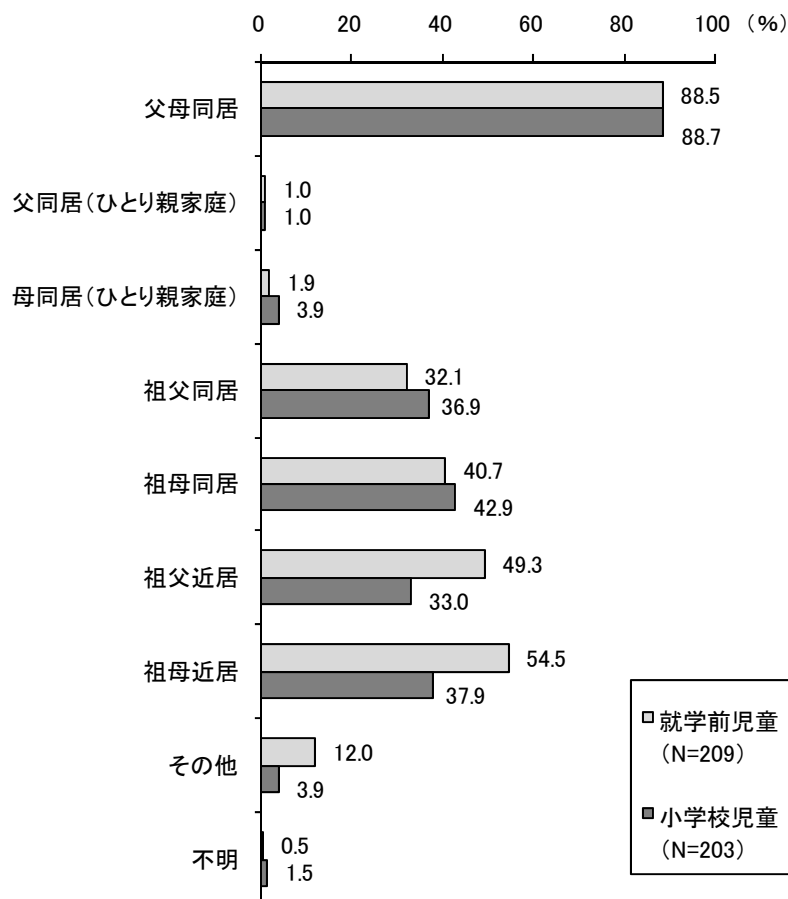
1. ニーズ調査結果概要

1) 家族構成について

父母が同居している世帯は就学前児童で88.5%、小学校児童で88.7%と最も多く、次いで、就学前児童では「祖母同居」42.9%、「祖母近居」37.9%となっています。

ひとり親家庭は就学前児童、小学校児童ともに低い割合になっていますが、小学校児童では「母同居（ひとり親家庭）」が3.9%となっています。

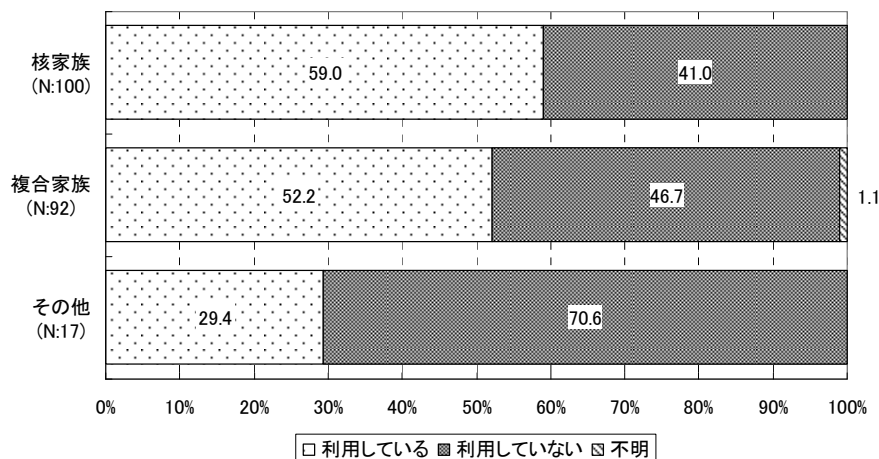
■家族構成



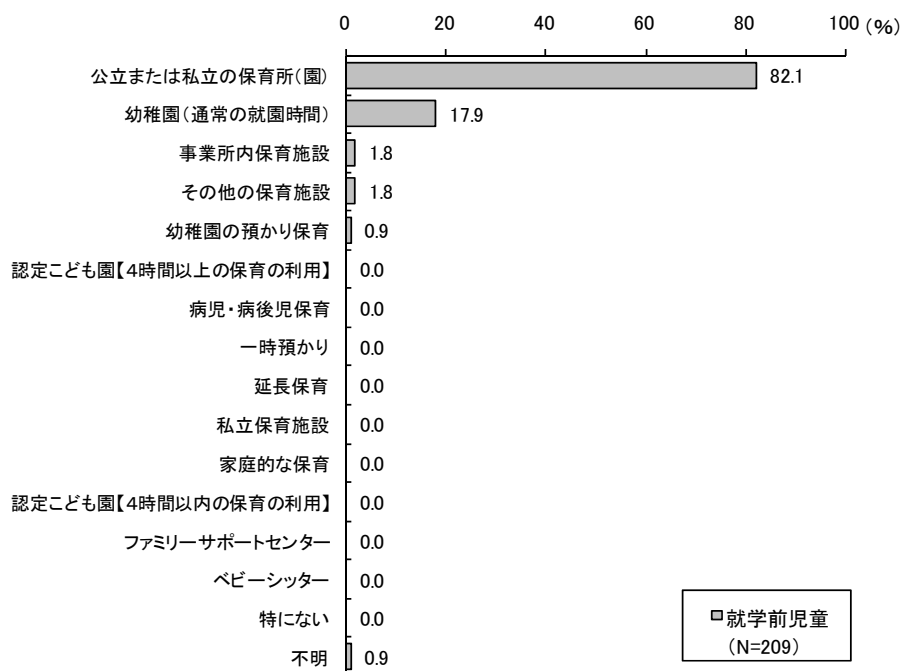
2) 平日保育の保育状況について

保育サービスの利用状況を見ると、核家族は「利用している」59.0%に対し、複合家族では52.2%となっており、若干、核家族の方が利用している割合が高くなっています。一方、利用している保育サービスは「公立または私立の保育所（園）」がほとんどであり、そのほかのサービスの利用率は相対的に低くなっています。

■家族構成別保育サービスの利用状況（就学前児童）



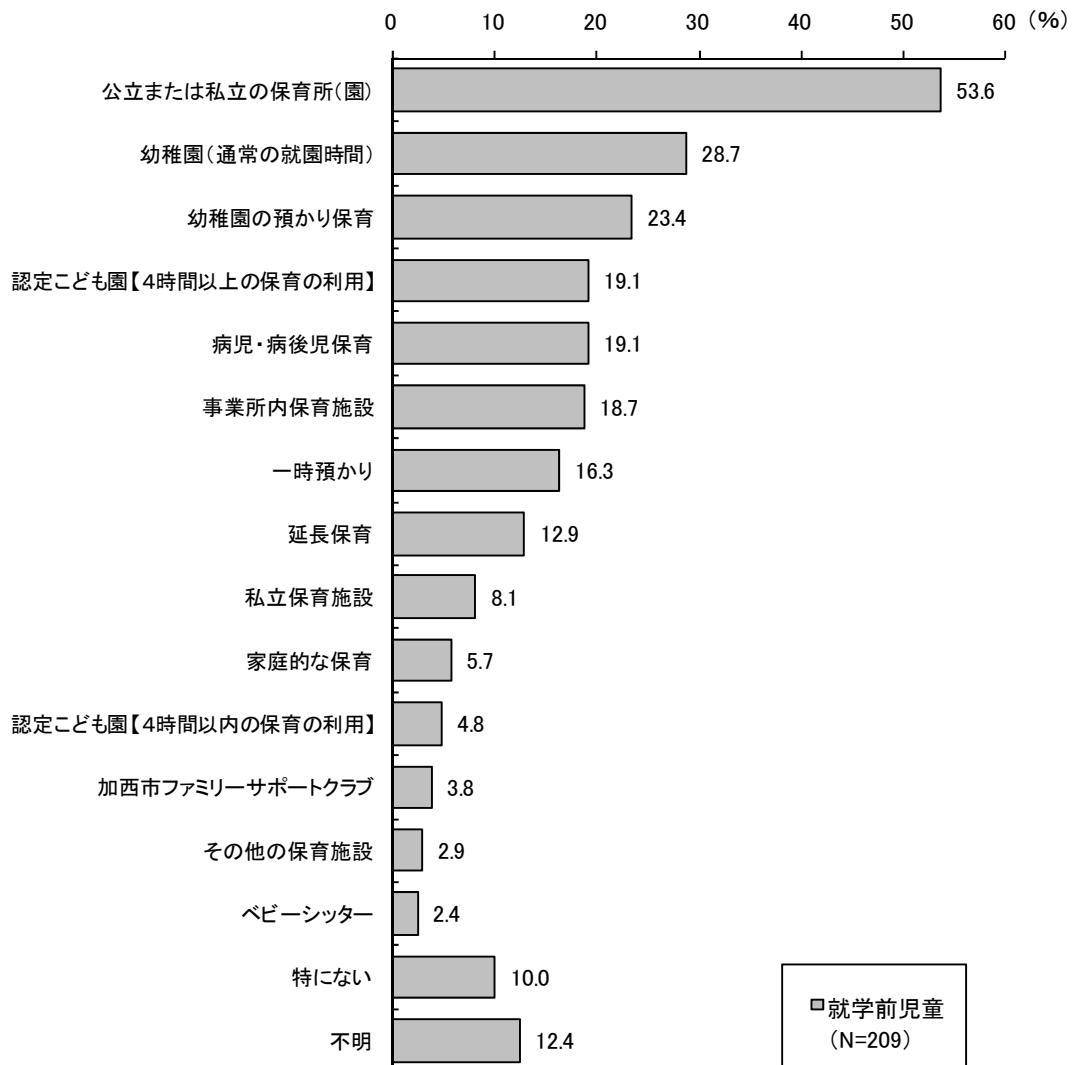
■子育て支援サービスの利用状況（就学前児童）



3) 保育サービスの利用意向について

就学前児童の保護者に、サービス利用希望についてみると、「公立または私立の保育所(園)」53.6%、「幼稚園(通常の就園時間)」28.7%、「幼稚園の預かり保育」23.4%の利用意向が高いことがわかります。

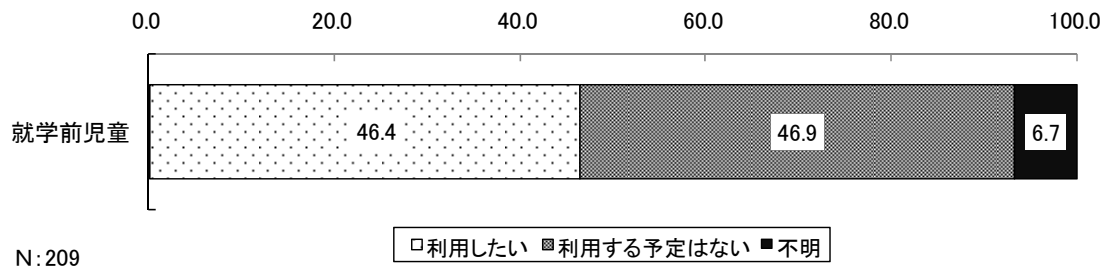
■保育サービスの利用意向(就学前児童)



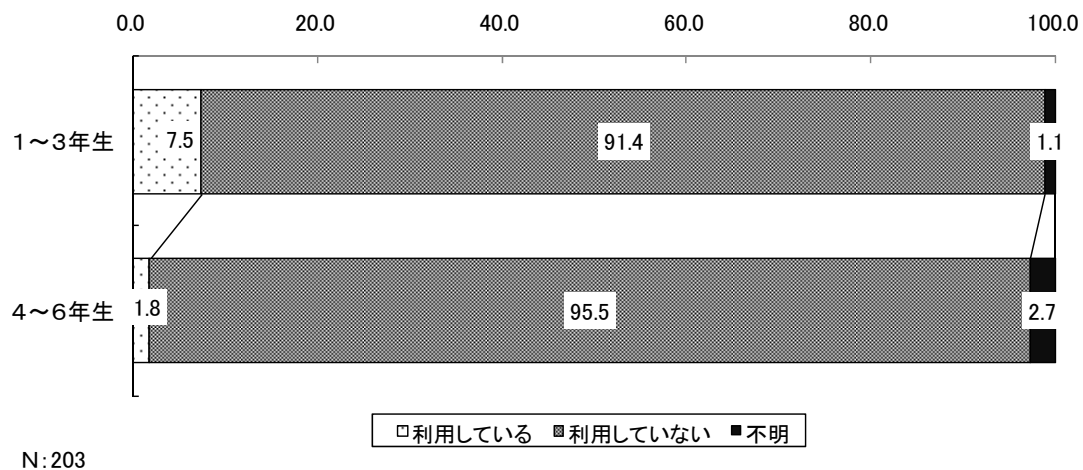
4) 学童保育の利用意向について

学童保育の利用意向は、就学前児童で「利用する予定はない」46.9%、利用状況は小学校児童の1～3年生で「利用していない」91.4%、4～6年生で95.5%となっており、学童保育への利用意向・利用状況は低い傾向にあります。

■学童保育の利用意向（就学前児童）



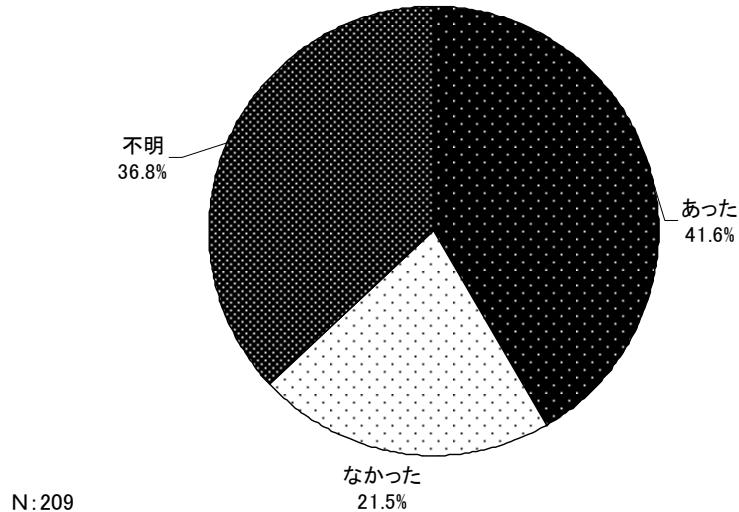
■学童保育の利用状況（小学校児童）



5) 病気の時の対応について

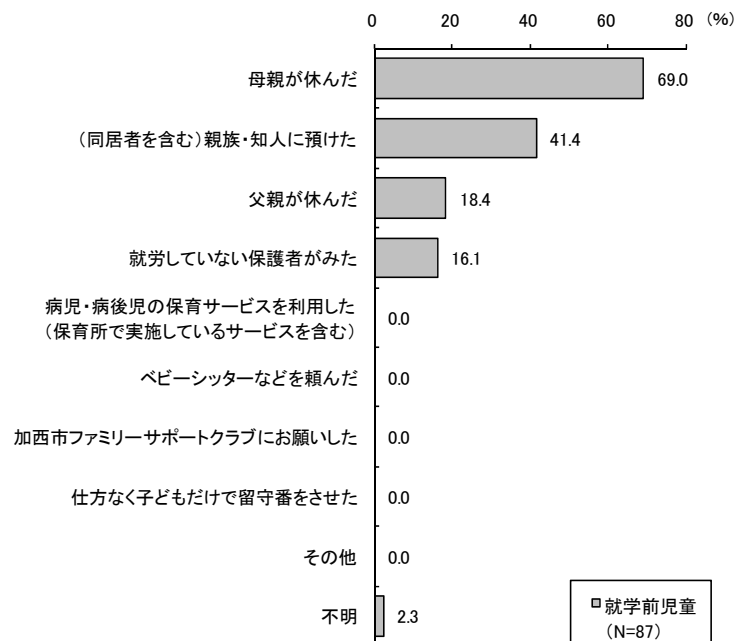
この1年間に子どもが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことが「あった」人は、41.6%となっています。その場合の対処方法は、「母親が休んだ」が69.0%と最も多く、「(同居を含む) 親族・知人に預けた」41.4%、「父親が休んだ」18.4%と続いています。

■ 病気等で通常の保育サービスが利用できなかった経験 (就学前児童)



N=209

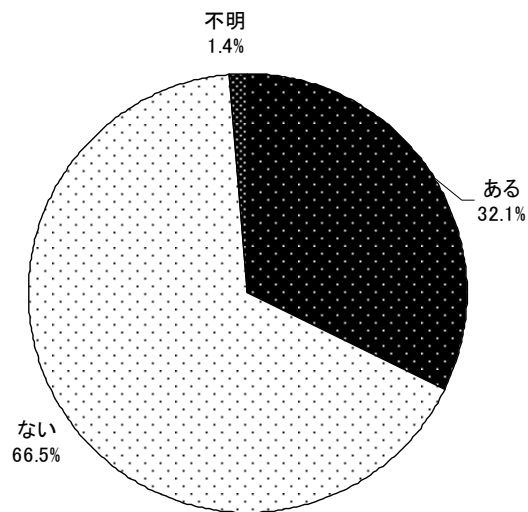
■ 対処方法 (就学前児童)



6) 一時預かりについて

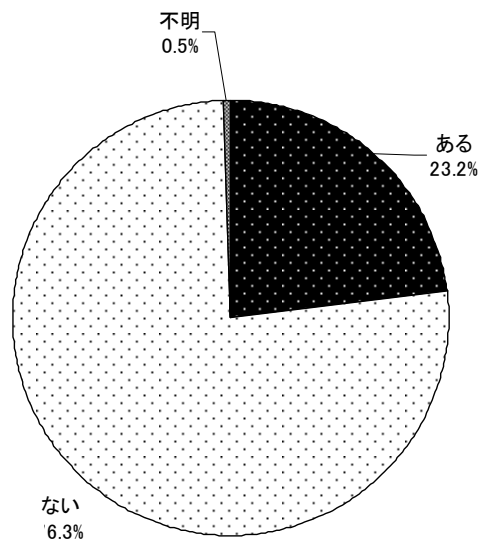
この1年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、趣味の会合、美容院など）やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあったと回答した保護者は、32.1%（就学前児童）、23.2%（小学校児童）となっています。

■保護者の用事等で家族以外に一時的に預けた経験（就学前児童）



N=209

■保護者の用事等で家族以外に一時的に預けた経験（小学校児童）



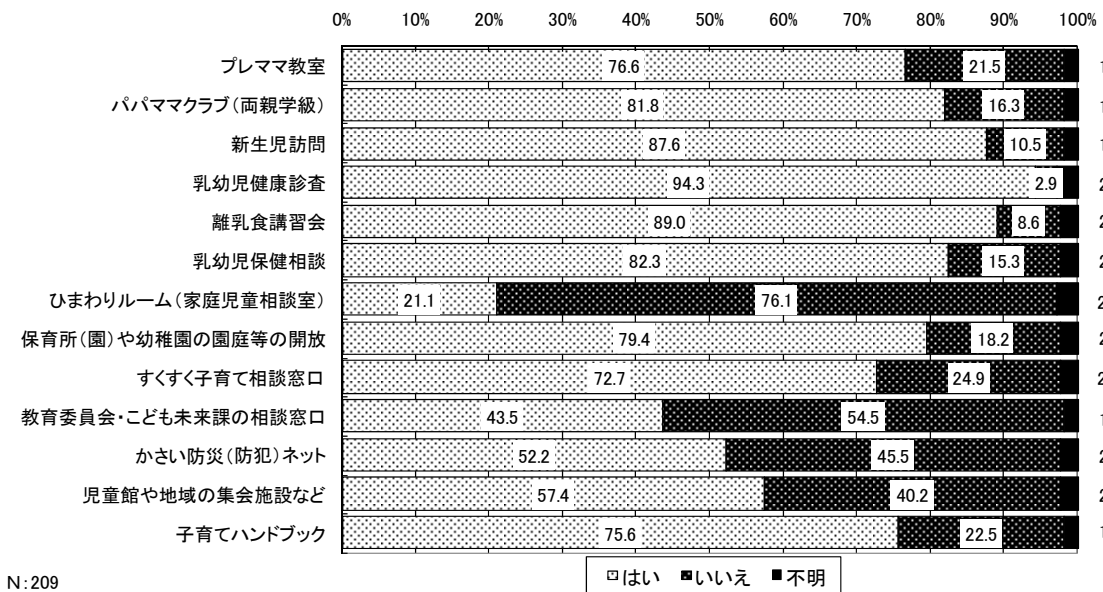
N=203

7) 子育て支援サービスについて

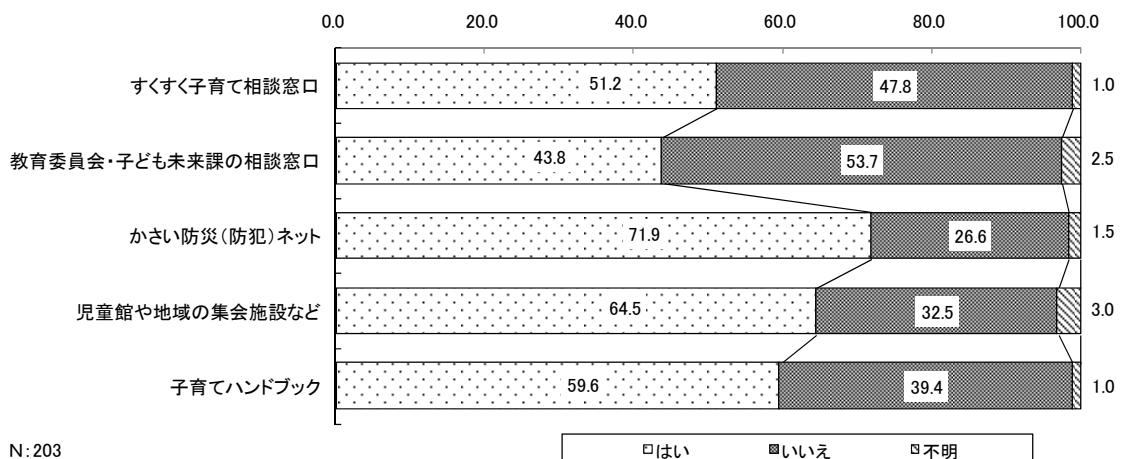
子育て支援サービスについて、それぞれ認知度、利用状況、今後の利用意向をたずねました。サービスによっては認知度が低いものもあり、さらなる啓発の必要性があることがわかります。

【A：認知度】

■サービスの認知度（就学前児童）

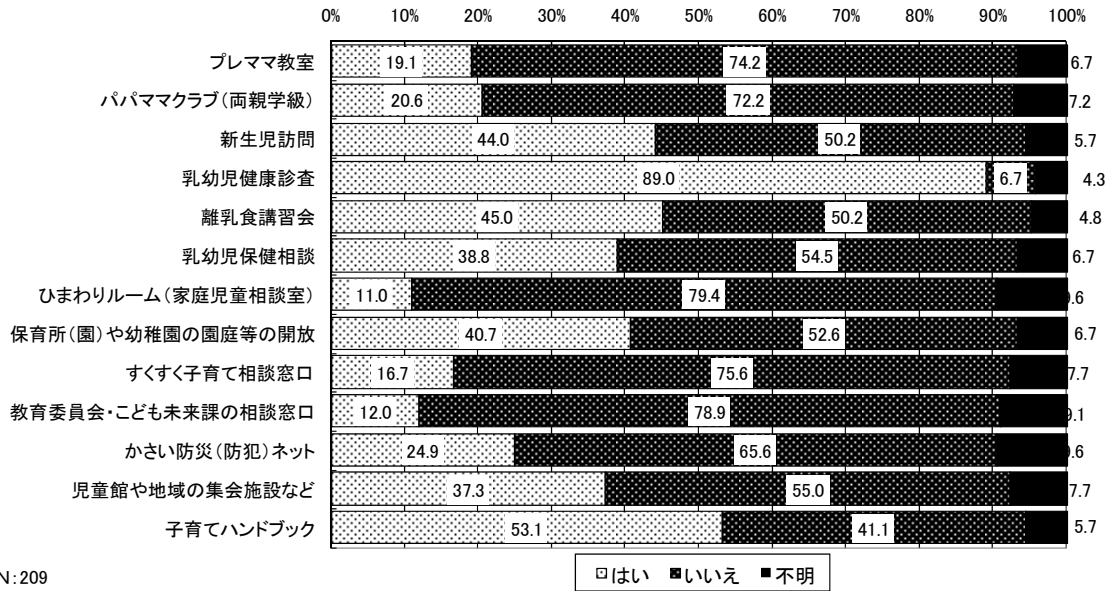


■サービスの認知度（小学校児童）

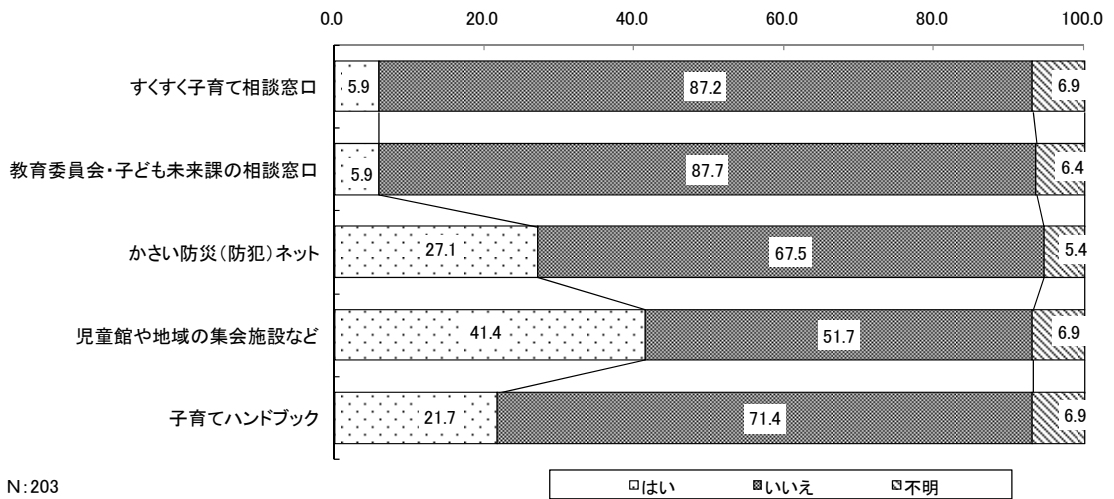


【B：利用状況】

■サービスの利用状況（就学前児童）



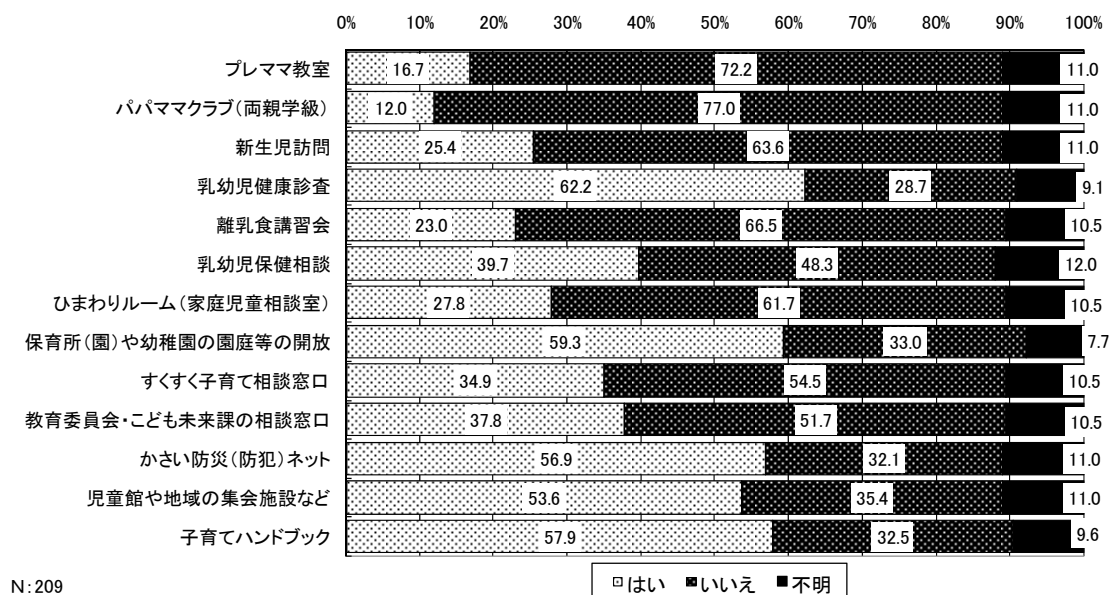
■サービスの利用状況（小学校児童）



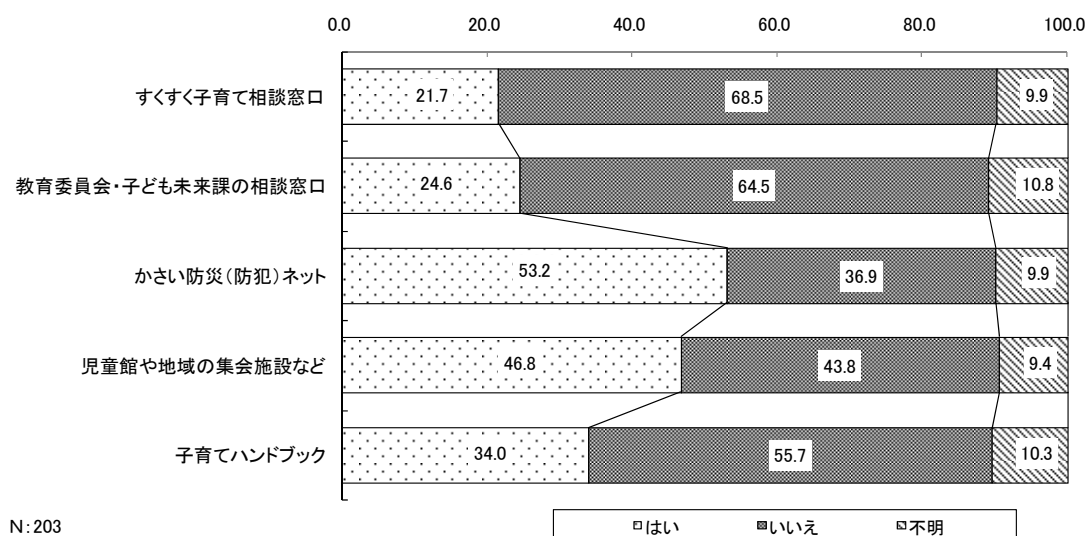
サービスの利用意向が高かったのは、就学前児童では「乳幼児健康診査」、「保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放」、「子育てハンドブック」、小学校児童では「かさい防災（防犯）ネット」となっています。また、利用意向は利用率と比較して概ね高くなっています。

【C：利用意向】

■サービスの利用意向（就学前児童）

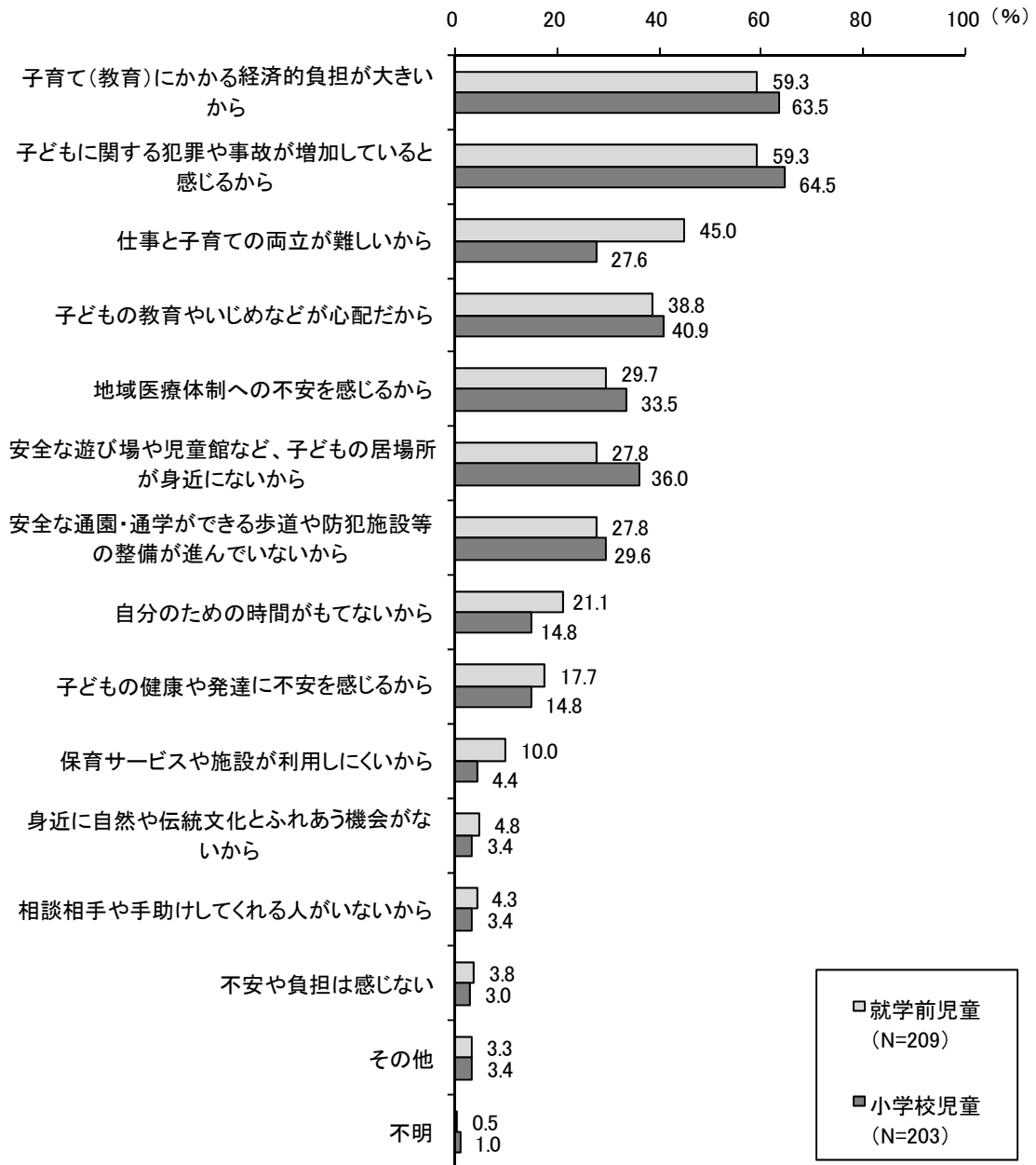


■サービスの利用意向（小学校児童）



8) 子育てに関する悩みや不安感について

不安や悩みの内容について多いのは、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」、
「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」、「仕事と子育ての両立が難しいか
ら」、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」となっています。

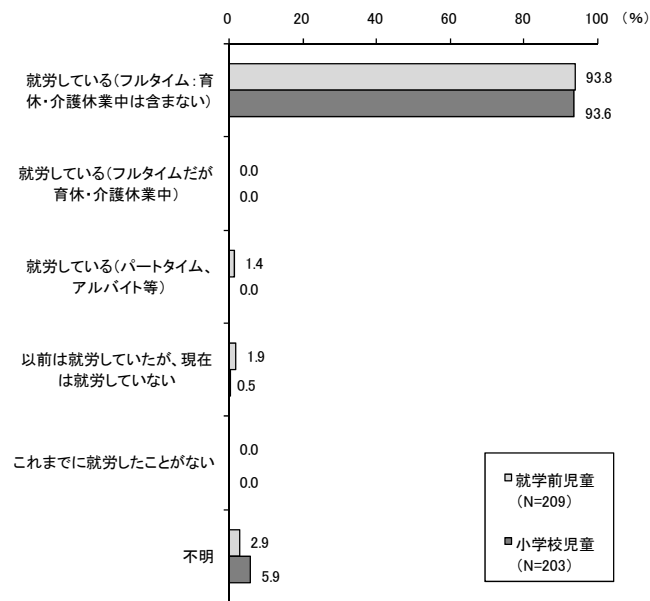


9) 就労状況について

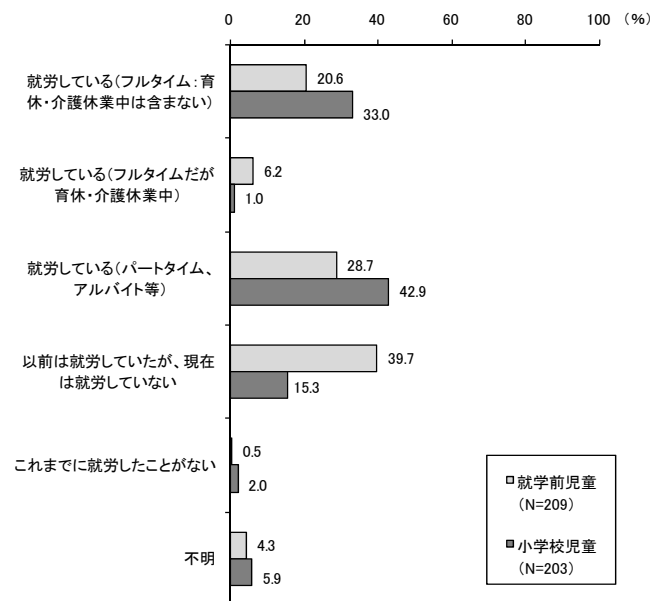
父親の就労状況をみると、就学前児童、小学校児童ともに「就労している（フルタイム：育休・介護休業中は含まない）」が9割以上を占めています。

母親の就労状況については、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が39.7%、就学児童では「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が42.9%と最も多くなっています。

■父親の就労状況



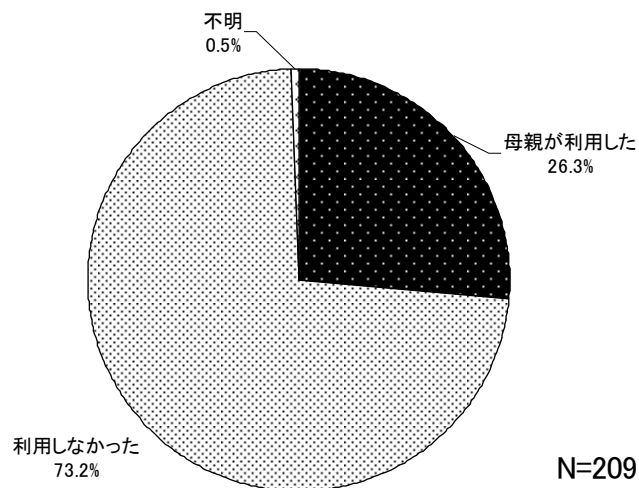
■母親の就労状況



10) 育児休業、仕事と生活の調和について

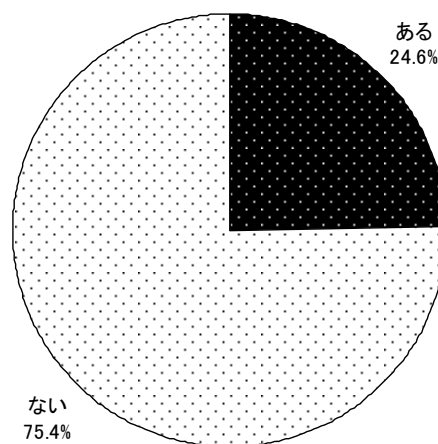
母親または父親が育児休業制度を利用したかについて、就学前児童の親の7割以上が「利用しなかった」と回答しています。

■育児休業の取得状況（就学前児童）



ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度についてみると、「知らない」が75.4%を占めています。

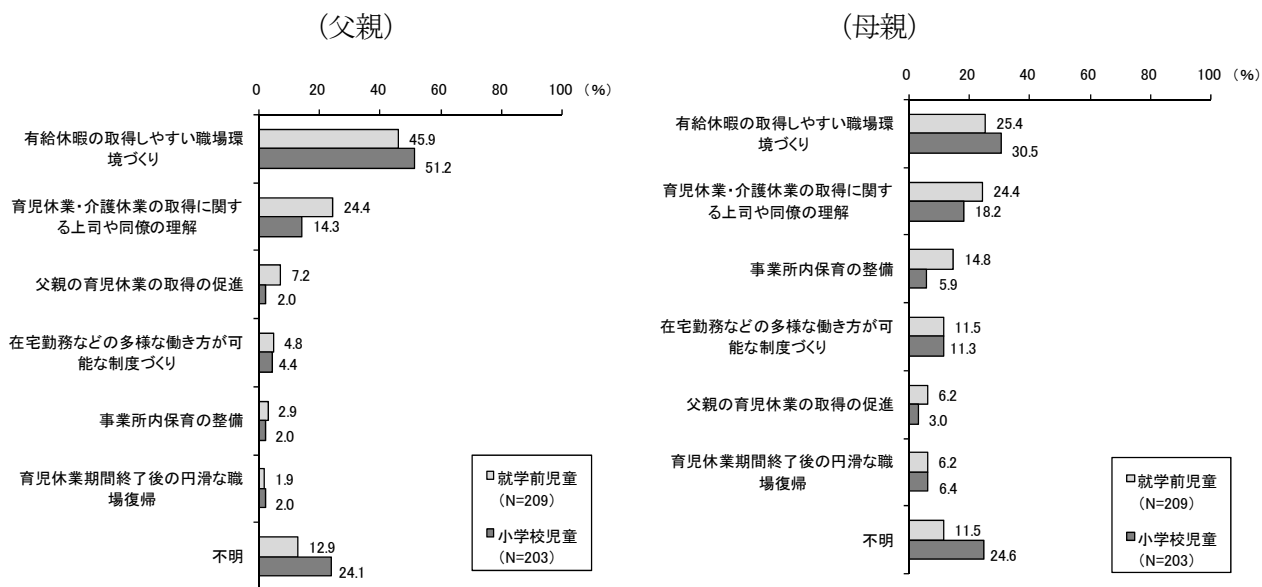
■ワーク・ライフ・バランスの認知度（一般）



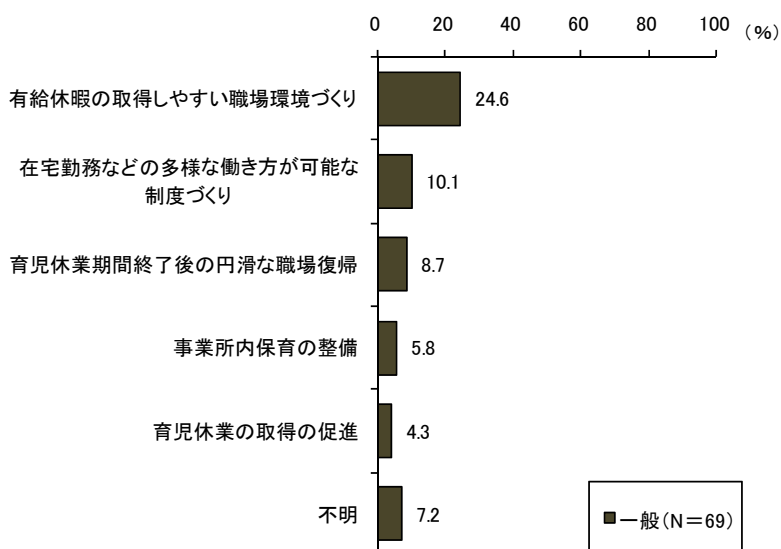
N=69

仕事と子育ての両立を図るため、職場において必要なことは、就学前児童、小学校児童の保護者では、「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」が最も多く、一般では「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」が最も多くなっています。

■仕事と子育ての両立を図るため、職場において必要なこと（就学前児童・小学校児童）



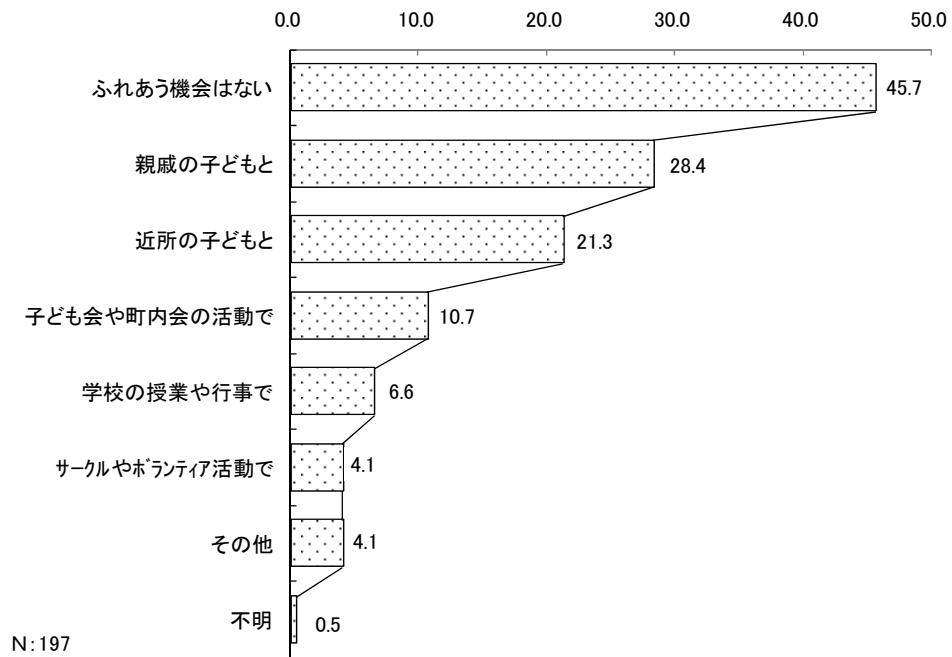
■仕事と子育ての両立を図るため、職場において必要なこと（一般）



1 1) 中・高校生の乳幼児とふれあう機会について

中・高校生の乳幼児とふれあう機会をみると、「ふれあう機会はない」45.7%が最も多く、次いで「親戚の子どもと」28.4%、「近所の子どもと」21.3%、「子ども会や町内会の活動で」10.7%の順となっています。

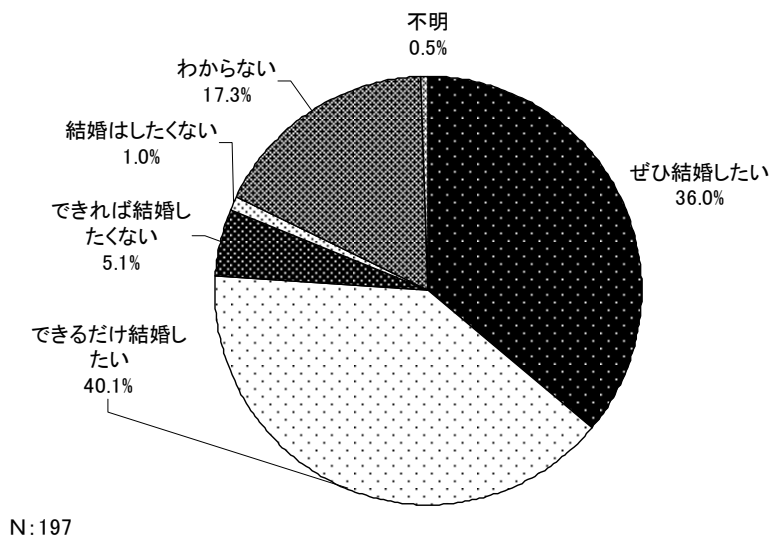
■乳幼児とふれあう機会について（中・高校生）



1 2) 中・高校生の将来の結婚観等について

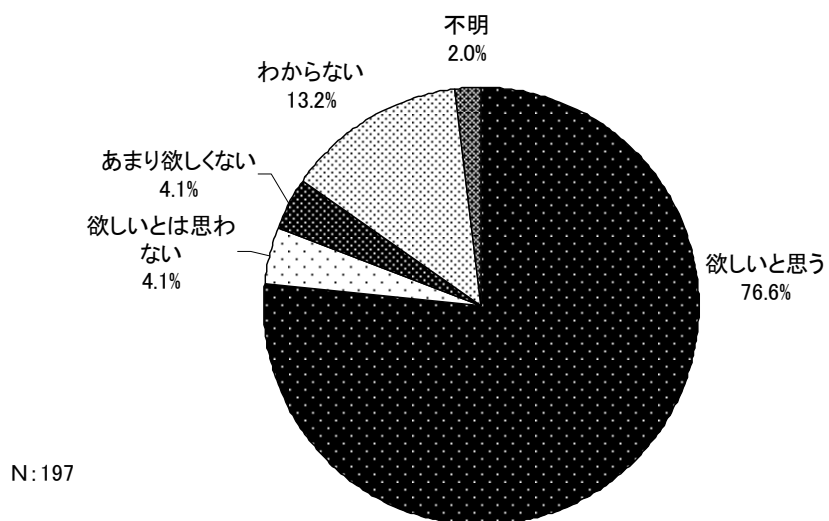
中・高校生の結婚観をみると、「ぜひ結婚したい」、「できるだけ結婚したい」の合計 76.1% が「将来結婚したい」と回答しています。

■将来の結婚観について（中・高校生）



子どもが欲しいかについては、「欲しいと思う」が 76.6%と最も多くなっています。

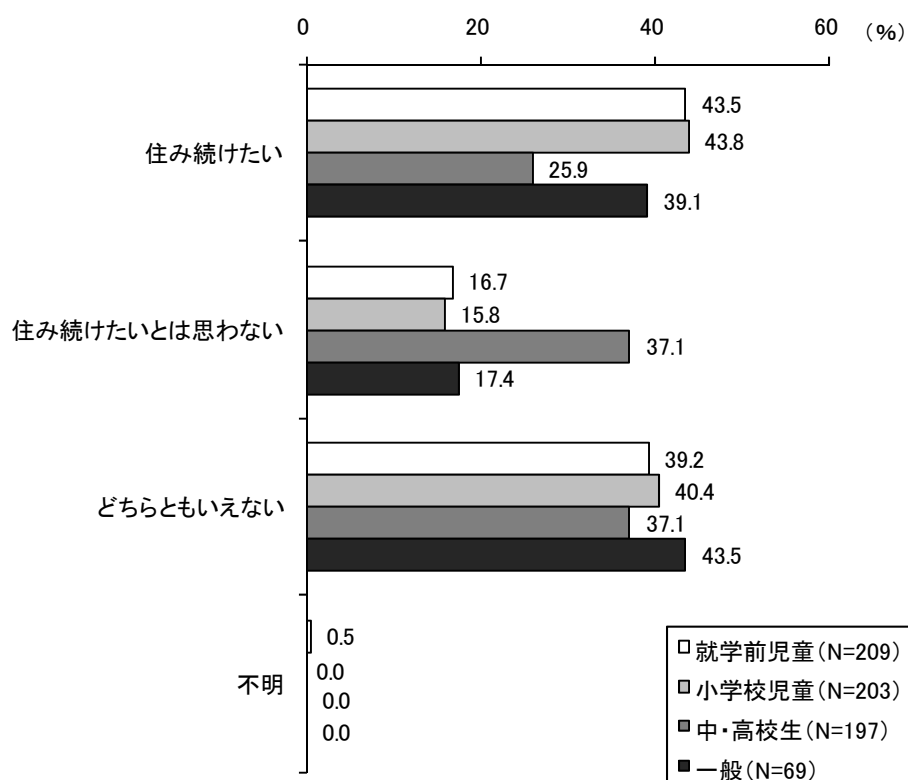
■子どもが欲しいかについて（中・高校生）



1 3) 加西市での定住意向について

加西市での定住意向についてみると、「住み続けたい」と回答した人は、就学前児童の保護者 43.5%、小学校児童の保護者 43.8%、中・高校生 25.9%、一般 39.1%となっています。

■加西市での定住意向



■グラフの表記等に関する注意事項

- ①グラフ中の「N」はその項目における回答者を合計した実数値であり、比率算出の基数となります。
- ②比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率が0.05未満の場合には0.0で表しています。また、この四捨五入のため、各比率の合計が100%に合致しない可能性があります。
- ③複数回答を求めた質問では、回答者数を基数として比率算出を行っているため、比率計は100%を超えます。
- ④グラフ中の「不明」は、その項目における無回答者を含んでいます。

2. 策定委員会の設置

1) 策定委員会設置要綱

加西市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 少子高齢化に歯止めをかけ、子育て支援社会の充実を目指し、子どもが健やかに育っていける環境、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを総合的かつ計画的に推進する指針を定める加西市次世代育成支援対策後期行動計画（以下「後期行動計画」という。）策定のため、後期行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、後期行動計画を策定することとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもってあてる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 策定委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、委員長はその会議を主宰する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(職務)

第7条 委員会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(任期)

第8条 委員の任期は、この要綱の有効期限までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成22年3月31日限りでその効力を失う。

2) 策定委員会委員名簿

	職 名	氏 名		職 名	氏 名
1	兵庫教育大学長	梶田 叡一	9	加西市労働者福祉協議会会長	谷川 富夫
2	加東健康福祉事務所長	清水 昌好	10	加西市小学校長会会長	岩本 芳博
3	加西商工会議所副会頭	是常 克博	11	加西市連合PTA会長	中右 憲利
4	加西市区長会長	平位 和	12	加西市子ども会育成連絡協議会会長	大塚 良之
5	加西市老人クラブ連合会長	篠倉 継也	13	幼稚園連合PTA理事	谷口 聡子
6	加西市連合婦人会会長	谷勝 公代	14	加西市保育所連盟副連盟長	柏原 泰信
7	加西市民生委員・児童委員協議会副会長	永吉 陵子	15	加西青年会議所理事長	谷川 賢次
8	加西市医師会副会長	佐竹 格	16	オブザーバー(市民GW代表)	永井 秀世

平成 22 年 3 月 15 日

加西市長 中 川 暢 三 様

加西市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会

委員長 梶 田 叡 一

加西市次世代育成支援対策後期行動計画について（答申）

少子高齢化に歯止めをかけ、子育て支援社会の充実を目指し、子どもが健やかに育っていける環境、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

標記のことについては、審議の結果、下記意見を付して諮問案のとおり答申する。

（意見）

少子化対策にかかる施策については、市民のライフステージに応じた課題の整理を行い、下記に示す人生の 4 つの段階における有効的な施策の推進を図られたい。

記

- 1 少子化対策の第 1 歩は“恋愛・結婚”である。市内の結婚件数、婚姻率が向上するよう恋愛・結婚にまで視野を広げて政策的対応を行うこと。
- 2 生まれた子どもが安心して育てられるためには、親の就労と子どもの育成の両立を支える支援を行うこと。
- 3 中学や高校、大学等へ子どもたちが就学する時期に、自宅から通える範囲に学校を選べる選択肢が広がるよう公共交通施策の拡充、幹線道路へのアクセス整備に努めること。
- 4 市外で世帯を持つ親が、子ども連れで帰ってくるができるよう魅力的なまちづくりの推進と、三世代が仲良く住んでいけるまちの雰囲気づくりに努めること。

加西市次世代育成支援後期行動計画（後期）

かさい子ども・子育て応援プラン

—安心して子どもを産み育てられる加西市づくり—

平成 22 年 3 月

発行・編集 加西市
兵庫県加西市北条町横尾 1000 番
電話 0790-42-1110（代表）